

○ 令和6年9月20日からの大雨による被災地域における農業農村整備事業等の執行について

令和6年10月17日 6農振第1839号
農林水産省農村振興局長から各地方農政局長宛

今般の令和6年9月20日からの大雨により、農地及び農業用施設に対して大きな被害が発生しており、被災地域の経済に与える影響は大きいものと考えられる。

については、当該被災地域における就労機会の確保に資するため、今後実施される災害復旧事業を含め農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、関係地方公共団体等と密接な連携を取りつつ、当該地域における被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう配慮されたい。

また、このことについて、貴職から貴局管内の都府県に対して要請するとともに、その際、関係市町村等へも通知されるよう依頼されたい。

○令和6年9月20日からの大雨による被災地域における農業農村整備事業等の執行に係る具体的措置について

令和6年10月17日 6農振第1840号
農林水産省農村振興局整備部長から各地方農政局農村振興部長宛

今般の令和6年9月20日からの大雨により被災した地域における農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行と被災農林漁家の就労機会の確保については、「令和6年9月20日からの大雨による被災地域における農業農村整備事業等の執行について」（令和6年10月17日付け6農振第1839号農村振興局長通知）により通知されたところである。

この趣旨に基づき、今後実施される災害復旧事業、農業農村整備事業等については、下記事項に留意の上、適切な執行を図られたい。

また、このことについて、貴職から貴局管内の都府県に対して国と同様の対応が図られるよう要請するとともに、関係市町村等へも通知されるよう依頼されたい。

記

- 1 令和6年度工事の実施に当たっては、早急な雇用の確保と促進を図るため、発注に係る事務処理等の迅速化に努めること。
- 2 請負工事の執行に当たり、「受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。」旨を入札説明書等に明示すること。
- 3 比較的軽易な工事については、地域の農家等の参加による直営施工（労務費支払方式）の活用を積極的に図ること。